

【第10回】

障害者スポーツの現状と今後

昨年8月に施行された「スポーツ基本法」の中に初めて障害者スポーツに関する条項が盛り込まれた。同法第2条(基本理念)の5項は次のように記されている。

5. 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

その後、本年3月には、このスポーツ基本法に基づいて、今後10年間の基本方針と5年間に取り組むべき施策を取りまとめた「スポーツ基本計画」が文部科学省に答申された。その中には、障害のある人とない人が同じ場所でスポーツをする方法や施設の在り方を検討することなど、障害者スポーツを促進するために国や地方自治体などが取り組むべき事項が示されている。

これまで、障害者スポーツは様々な面で困難な状況に置かれていた。例えば、金銭的には、誰もが知っているパラリンピックはさすがにそうではないものの、ほとんどの選手や団体、大会運営に対し、国や地方自治体のバックアップが乏しく、自らの資産を使い活動をしているというのが実情であった。私が10年ほど関わりを持っている知的障害者を対象とした世界的なスポーツ組織である「スペシャルオリンピックス」でさえ、今まで(近年変わりつつあるようであるが・・・)国からのバックアップはほとんどなく、民間企業や団体、個人からの善意の寄付で活動が成り立っているのである。

施設面でも、バリアフリーになっていないからというのはもちろんのこと、車椅子を使用したり、義足や杖を使うことで体育館の床に傷がつくとの理由で使用を断られたりすることも少なくなく、あたかも障害者にはスポーツをさせまいとする考えがあるようにも思われる対応を取られたという話も多く耳にしていた。

今回のこの基本法並びに基本計画により、すぐに大きく変わることはないと思うが、少しずつでも、障害のある人たちにも手軽に身近でスポーツをすることが出来る環境が国や地方自治体及び地方公共団体の積極的な支援で整備されていくことを強く期待する。

また、障害の有無を問わず人々が、同じ場所でスポーツをすることが出来る方法や施設の在り方を検討することと謳われているが、画期的な問題提起であり、今後、最も期待される事項である。これが実現すれば、スポーツを通じ障害者に対する理解が深められ、お互いが人として大切な多くのことを学べる場ともなり、地域社会が普通に当たり前障害者を受け入れていけることにつながることをとなろう。

私自身も障害者スポーツに携わっているものとして、障害者スポーツの促進並びにスポーツを通じたインクルージョン社会の実現に向けてその一翼を担えるよう日々努力したいと考えている。

工藤陽介（デイセンターウィズ）